

平成29年3月31日(金)
國重徹議員(公明)

衆・法務委員会
対法務当局(法制部)

1問 司法試験の合格者について、年間3,000人目標を撤回し、年間1,500人程度とした理由は何か、法務当局に問う。

[法曹人口増加の成果]

- 平成13年6月の司法制度改革審議会意見書では、国民生活の様々な場面における法曹需要が増大することが予想され、その対応のためにも法曹人口増大の必要性が指摘され、平成14年3月の閣議決定においても、「平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とする」ことが目標とされたところ。

[3,000人目標の事実上の撤回の理由]

- その後の事情として、
 - ① 司法試験の合格者数は、平成22年以降も2,000人～2,100人程度にとどまり、年間合格者数3,000人の目標は未達成であったこと
 - ② 法曹有資格者の活動領域拡大は未だ限定的であり、司法修習終了直後の弁護士未登録者数が増加傾向にあり、法律事務所への就職が困難な状況がうかがわれたことから、平成25年7月の法曹養成制度関係閣僚会議決定において、司法試験の年間合格者数を3,000人程度とする目標は、現実性を欠くものとして事実上撤回された。
- なお、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定では、法曹人口の在り方について、新たな法曹を年間1,500人程度は輩出できるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、社会の法的需要に応えるため、より多くの質の高い法曹が輩出される状況を目指すべき、とされている。

2問 司法修習終了後の弁護士未登録者数の状況は、最近どのような傾向にあるか、法務当局に問う。

〔弁護士未登録者数の状況〕

日本弁護士連合会の調べによれば、修習修了者から裁判官・検察官に任官した者及び弁護士登録をした者を差し引いた「弁護士未登録者数」の割合の推移について、平成25年12月に弁護士登録をした司法修習第66期から平成27年12月に弁護士登録をした司法修習第68期までの統計数値を比較すると、

- ・ 一括登録日時点での未登録者の割合が、
第66期について28.0%
第67期について27.9%
第68期について26.5%
と推移している。
- ・ 一括登録日から約3か月後時点での未登録者の割合は、
第66期について7.4%
第67期について7.9%
第68期について4.9%
と推移している。
- ・ 一括登録日から約6か月後時点での未登録者の割合は、
第66期について4.3%
第67期について3.9%
第68期について3.1%
と推移している。

〔最近の傾向〕

これらの数値を全体として見ると、ここ3か年の統計上の傾向としては、弁護士未登録者の割合が減少していると見ることができる。

(参考資料) 弁護士未登録者数の推移

弁護士未登録者数の推移

平成29年1月12日時点

修習期 (一括登録日)	修習 終了者	弁護士未登録者							弁護士未登録者の進路の内訳	
		一括登録 時点	約1か月 後	約2か月 後	約3か月 後	約4か月 後	約6か月 後	約12か 月後	約2か月後 (新第61期は約4か月後、第 66期及び68期は約3か月後、 第67期は約4か月後)	約12か月後
現行 第60期 (H19.9.5)	1,397	70 5.0%	50 3.6%	20 1.4%	17 1.2%	12 0.9%	-	-	企業、官庁、大学等への就 職等:4	-
新 第60期 (H19.12.20)	979	32 3.3%	21 2.1%	17 1.7%	14 1.4%	12 1.2%	-	-	-	-
現行 第61期 (H20.9.3)	609	33 5.4%	24 3.9%	12 2.0%	10 1.6%	7 1.1%	-	-	企業、官庁、大学等への就 職等:2	-
新 第61期 (H20.12.18)	1,731	89 5.1%	66 3.8%	42 2.4%	32 1.8%	29 1.7%	-	-	登録手続中:0 企業、官庁、大学等への就 職等:19 就職活動中:2 不明・その他:8	-
現行 第62期 (H21.9.3)	354	51 14.4%	32 9.0%	26 7.3%	22 6.2%	18 5.1%	14 4.0%	14 4.0%	登録見込み:3 企業、官庁、大学等への就 職等:6 就職活動中:11 不明・その他:6	登録見込み:1 企業、官庁、大学 等への就職等:3 就職活動中:6 不明・その他:4
新 第62期 (H21.12.17)	1,992	133 6.7%	94 4.7%	65 3.3%	55 2.8%	41 2.1%	33 1.7%	25 1.3%	登録見込み:14 企業、官庁、大学等への就 職等:15 就職活動中:20 不明・その他:16	企業、官庁、大学 等への就職等:12 就職活動中:5 不明・その他:8
現行 第63期 (H22.8.26)	195	44 22.6%	31 15.9%	26 13.3%	19 9.7%	11 5.6%	10 5.1%	8 4.1%	登録見込み:14 企業、官庁、大学等への就 職等:2 就職活動中:4 不明・その他:6	企業、官庁、大学 等への就職等:2 就職活動中:2 不明・その他:4
新 第63期 (H22.12.16)	1,949	214 11.0%	140 7.2%	97 5.0%	73 3.7%	66 3.4%	50 2.6%	38 1.9%	登録見込み:33 企業、官庁、大学等への就 職等:15 就職活動中:20 不明・その他:29	企業、官庁、大学 等への就職等:8 職活動中:13 不明・その他:17
現行 第64期 (H23.8.25)	161	64 39.8%	48 29.8%	35 21.7%	27 16.8%	21 13.0%	18 11.2%	12 7.5%	登録見込み:13 企業、官庁、大学等への就 職等:8 就職活動中:5 不明・その他:9	企業、官庁、大学 等への就職等:5 就職活動中:3 不明・その他:4
新 第64期 (H23.12.15)	1,991	400 20.1%	278 14.0%	144 7.2%	109 5.5%	89 4.5%	67 3.4%	44 2.2%	登録見込み:59 就職活動中:14 企業、官庁、大学等への就 職等:32 不明・その他:39	登録見込み:1 企業、官庁、大学 等への就職等:22 就職活動中:6 不明・その他:15
現行・ 新 第65期 (H24.12.20)	2,080	546 26.3%	298 14.3%	184 8.8%	135 6.5%	100 4.8%	73 3.5%	52 2.5%	登録見込み:61 就職活動中:19 企業、官庁、大学等への就 職等:24 不明・その他:80	登録見込み:1 企業、官庁、大学 等への就職等:17 就職活動中:4 不明・その他:30
第66期 (H25.12.19)	2,034	570 28.0%	312 15.3%	196 9.6%	151 7.4%	113 5.6%	87 4.3%	57 2.8%	登録見込み:54 就職活動中:12 企業、官庁、研究職等で就 業:29 その他:4 不明:52	企業、官庁、大学 等への就職等:23 就職活動中:4 不明・その他:30
第67期 (H26.12.18)	1,973	550 27.9%	317 16.1%	179 9.1%	155 7.9%	99 5.0%	76 3.9%	61 3.1%	登録見込み:17 就職活動中:9 企業、官庁、研究職等で就 業:28 その他:9 不明:36	登録見込み:1 就職活動中:4 企業、官庁、研究 職等で就業:26 その他:7 不明:23
第68期 (H27.12.17)	1,766	468 26.5%	225 12.7%	129 7.3%	86 4.9%	64 3.6%	55 3.1%	38 2.2%	登録済み:6 登録見込み:12 就職活動中:6 企業、官庁等で就業:19 その他:1 不明:42	登録見込み:2 就職活動中:4 企業、官庁等で就 業:14 不明:18
第69期 (H28.12.15)	1,762	416 23.6%	176 10.0%							

(注)

1 日本弁護士連合会調べ。

2 現行第60期の約4か月後は、平成20年2月6日時点(約5か月後)の数字である。現行第61期の約4か月後は、平成21年2月1日時点(約5か月後)の数字である。

3 「弁護士未登録者」は、修習終了者から、裁判官・検察官に任官した者及び弁護士登録をした者を引いた数である。

平成29年3月31日(金)
國重徹議員(公明)

衆・法務委員会
対法務当局(法制部)

3問 法曹有資格者の活動領域の拡大について、法務省としても、取組をバックアップしていくべきではないか、法務当局に問う。

[これまでの取組]

- ・ 法曹有資格者の活動領域の拡大については、一昨年の法曹養成制度改革推進会議決定において、法務省は、引き続き、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の間で共有され、各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備するとされたところ。
- ・ そこで、法務省は、文部科学省とともに、最高裁判所、日弁連の参集を得て、法曹養成制度改革連絡協議会を開催しており、昨年3月及び10月には、「法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組の状況」を主たる議題として取り上げ、この課題に関係の深い関係機関・団体(注)にも出席いただいた上、取組状況に関する有益な情報の共有や、今後の取組に向けた意見交換がされたところ。

(注) 法曹三者と文科省以外に、内閣官房内閣人事局、人事院、外務省、消費者庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本経済団体連合会、経済同友会、経営法友会、日本組織内弁護士協会及び法科大学院協会の出席を得て、連絡協議会を開催。

[今後の取組]

- ・ 法務省としては、推進会議決定の内容を踏まえ、社会の様々な分野において、法曹有資格者の専門性を活用する流れが加速されるよう、関係機関の協力を得て、引き続き、必要な役割をしっかりと果たしてまいりたい。